|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 新 | 旧 | 備考 |
| 貿易一般保険包括保険（機械設備）追加特約書  平成20年２月22日　08-制度-00008  沿革　平成21年10月19日　一部改正  記  第１条　（略）  第２条（付保対象となる輸出契約等の契約金額の変更）  　　特約書附帯別表第２に掲げる輸出契約又は附帯別表第３に掲げる仲介貿易契約であって、別紙Ａ記載の輸出者等が当該別紙記載の期間に締結したものについては、これらの附帯別表の規定にかかわらず、当該輸出契約等の契約金額を１，０００万円以上とする。  上記のとおり追加特約を締結した証拠として本書２通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その１通を所持する。  年　　月　　日  輸出組合名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印  独立行政法人日本貿易保険理事長名　　　　　　　　　　　印  附　則  この改正は、平成21年11月１日から実施する。    （別紙　　）　（略）  （別紙Ａ）  次の輸出者等が平成21年11月１日から平成22年３月31日までの期間に締結した輸出契約等 | 貿易一般保険包括保険（機械設備）追加特約書  平成20年２月22日　08-制度-00008  記  第１条　（略）  上記のとおり追加特約を締結した証拠として本書２通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その１通を所持する。  年　　月　　日  輸出組合名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印  独立行政法人日本貿易保険理事長名　　　　　　　　　　　印    （別紙　　）　（略） |  |